

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施（二件）……………
- ……………（生活文化局計量検定所検査課）…
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………
- ……………（環境局総務部環境政策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- ……………（同）…
- 平成二十九年度狩猟免許更新のための適性試験及び講習の実施……………
- ……………（環境局自然環境部計画課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 家畜人工授精師の登録……………
- ……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止（二件）……………
- ……………（水道局）…
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………
- ……………（同）…

### 告示

●東京都告示第八百五十九号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

東京都計量検定所長 林 久美子

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 稲城市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十九年六月十二日から同年二十九日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。  
(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

- 一 検査地域 三鷹市、町田市、日野市及び多摩市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十九年六月十二日から同年七月十二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第八百六十号

●東京都告示第八百六十一号  
東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があつたので、同条第二項

●東京都告示第八百六十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日

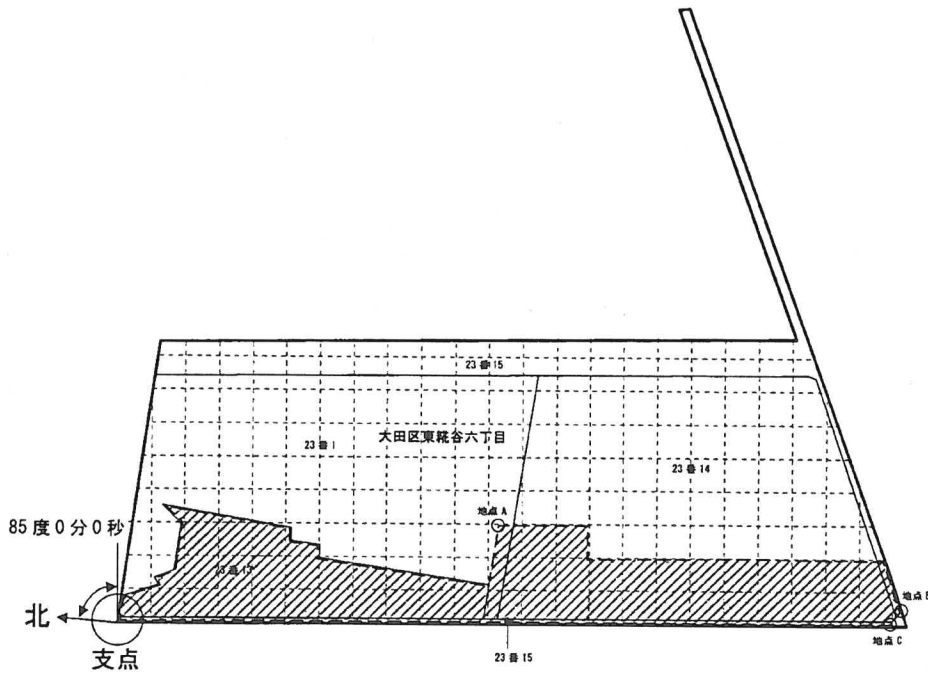
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区東糀谷六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界線
- - - 調査対象地
- //// 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、大田区東糀谷六丁目 23 番 15 の最北端とする。

【地点 A、B 及び C】

地点 A の座標は、X=-7730、Y=-49231 とする。

地点 B の座標は、X=-7733、Y=-49354 とする。

地点 C の座標は、X=-7741、Y=-49353 とする。

※座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 53 号）附則第 2 条の規定により、世界測地系座標計算によつて作成した。

【格子の回転角度（85度0分0秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。